

障害者移動支援事業所代表者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

横浜市移動情報センター事業への対応と協力について（通知）

日頃から、本市障害福祉行政の推進に多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

移動情報センターは、障害児・者に対して行った調査の結果、普段困っていることの第一位となった『外出が困難』の声を受け、移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて、支援制度のご案内やサービス事業所等の紹介、コーディネートを一ストップで行う『障害児・者のための移動に関する相談窓口』として、横浜市が市内全 18 区に設置したものです。

移動情報センター事業では、平成 22 年度のモデル実施以降、移動支援事業所の皆さまのご理解、ご協力をいただき、障害児・者の移動に関する相談対応を行ってまいりましたが、近年、特定の条件の利用者に対してのみ支援を行っていたり、金額の多寡などを理由として、サービス提供を安易に断られるケースが多く見受けられるようになりました。

つきましては、あらためて運営基準を確認・遵守していただき、移動情報センターからの相談、問い合わせ等に対して誠実なご対応、ご協力をいただきますようお願いいたします。

引き続き、移動支援事業所、移動情報センター等関係機関が連携して、移動に困難を抱える方の問題を着実に解決していくことができるよう重ねてご理解、ご協力をお願いいたします。

《運営に関する基準について》（関係部分を抜粋）※詳しくは『運営ガイド』をご参照ください。

- ①提供拒否の禁止（基準第 11 条、解釈通知第三の 3（3））
- ②連絡調整に対する協力（基準第 12 条、解釈通知第三の 3（4））
- ③サービス提供困難時の対応（基準第 13 条、解釈通知第三の 3（5））

※特定の条件の利用者のみに支援を行っていたり、正当な理由なしに移動情報センターからの問い合わせに対して、継続して受託を断っていると思われる案件に対しては、個別に横浜市から事情を聴取させていただいたり、実地指導時に指導をさせていただくなどの対応をとらせていただくことがありますので、ご承知おきください。

【担当】横浜市健康福祉局障害福祉課移動支援係

T E L 045-671-2401

F A X 045-671-3566